

2021年7月から受付開始

令和3年（2021年）
授業料以外

年

「鳥取県高校生等奨学給付金」

7月申請（年額給付及び第2回申請）のご案内

（返還は不要）～申請には課税証明書等が必要です～

高等学校等に通う低所得者世帯（所得割非課税世帯等）を対象に、授業料以外の教育費として支給されます。

- ！ 年額給付は、在學生及び一部早期給付を受けなかった新1年生が対象です。
- ！ 第2回申請は、一部早期給付を受けた新1年生が対象です。



○対象となる世帯

次の要件すべてに該当する世帯です。

- 令和3年7月1日時点で令和3年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯又は生活保護の生業扶助受給世帯
- 保護者、親権者等が鳥取県内に在住
- 就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等）に在学する高校生等がいる世帯
 - ※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。
 - ※平成26年度より前に入学した者、過去に高等学校等を卒業又は終了した者は除きます。

○給付金額

支給対象者		支給額		
		一部早期 (4～6月分)	第2回申請 (7～3月分)	年額給付
生活保護の生業扶助受給世帯 (通信制在学者も同額)	国公立	8,075円	24,225円	32,300円
	私立	13,150円	39,450円	52,600円
生活保護受給世帯以外				
通信制以外かつ高等学校等専攻科以外				
第1子の高校生等がいる世帯	国公立	27,525円	82,575円	110,100円
	私立	32,400円	97,200円	129,600円
15歳（中学生を除く）以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、 第2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	35,425円	106,275円	141,700円
	私立	37,500円	112,500円	150,000円
通信制の高等学校又は高等学校等専攻科				
高校生等がいる世帯	国公立	12,125円	36,375円	48,500円
	私立	12,525円	37,575円	50,100円

○申請手続き

- (1) **県内**の高校等に在学している高校生等のいる世帯
在学している学校から申請書を受け取るか、県のホームページから申請書をダウンロードしてください。
- (2) **県外**の高校等に在学している高校生等のいる世帯
県のホームページから申請書をダウンロードするか、県育英奨学室へ申請書の送付を依頼してください。

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

○提出書類

期限までに世帯区分に応じた次の書類を提出してください。 ※申請者は高校生等の保護者等です。

生活保護（生業扶助）受給世帯

- (1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-1号又は様式第1-2号）
- (2) 生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校就学費）受給証明書
※令和3年7月1日時点の生業扶助の受給状況が確認できる場合は、生活保護受給証明書でも可。
- (3) 在学等証明書（様式第4号）
※県外高校通学者用。令和3年7月1日時点の在学を証明する書類。学校の発行する様式でも可。

道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税である世帯

- (1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-1号又は様式第1-2号）
- (2) 保護者等全員分の令和3年度における道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）
※控除対象配偶者や無職の場合であっても、税の申告をした後の課税証明書等でなければ受付できません。
- (3) 対象となる高校生等及び当該世帯に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施したもの）
- (4) 在学等証明書（様式第4号）
※県外高校通学者用。令和3年7月1日時点の在学を証明する書類。学校の発行する様式でも可。

○提出期限・提出先

- (1) **県内**の高校等に在学している高校生等のいる世帯
令和3年7月末までの各学校の定める日までに在学している学校へ提出してください。
- (2) **県外**の高校等に在学している高校生等のいる世帯
令和3年7月30日（金）までに、県育英奨学室へ提出してください。

詳しくはお問い合わせください

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室

電話：0857-26-7541

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp